

## 青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由

福祉部が所管する「福祉館」は、市民に娯楽、休養、読書その他余暇の善用及び集会の場を提供することによって、福祉の増進を図るため、市内 11 箇所に設置している。

現在、老朽化対策として改築中の片岡福祉館の建て替えが令和 4 年度内に完了する予定であり、これまでの和室に代わり集会室・多目的室を設置することに伴い、新たに使用料の額を定めることが必要であることから、所要の改正をしようとするものである。

### 2 福祉館改築の概要

片岡福祉館（青森市旭町三丁目 7 番 20 号）

令和 3 年度 設計、旧施設解体

令和 4 年度 改築工事

令和 5 年度 供用開始予定

### 3 改正の概要

条例別表中の室名、面積及び金額を以下のとおり改定する。

使用場所	区分	面積	午前	午後	夜間	全日
			(円)	(円)	(円)	(円)
片岡	和室	58.32㎡ (36畳)	500	1,150	1,520	2,660
	集会室・多目的室A	45.75㎡	500	1,150	1,520	2,660
片岡	集会室・多目的室B	42.23㎡	500	1,150	1,520	2,660
	集会室・多目的室C	45.75㎡	500	1,150	1,520	2,660

※金額は現行の使用料の面積区分の規則性に基づき設定したものである。

### 4 施行期日

公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

青森市福祉館条例（平成十七年条例第百三十二号）の一部改正【別表関係】

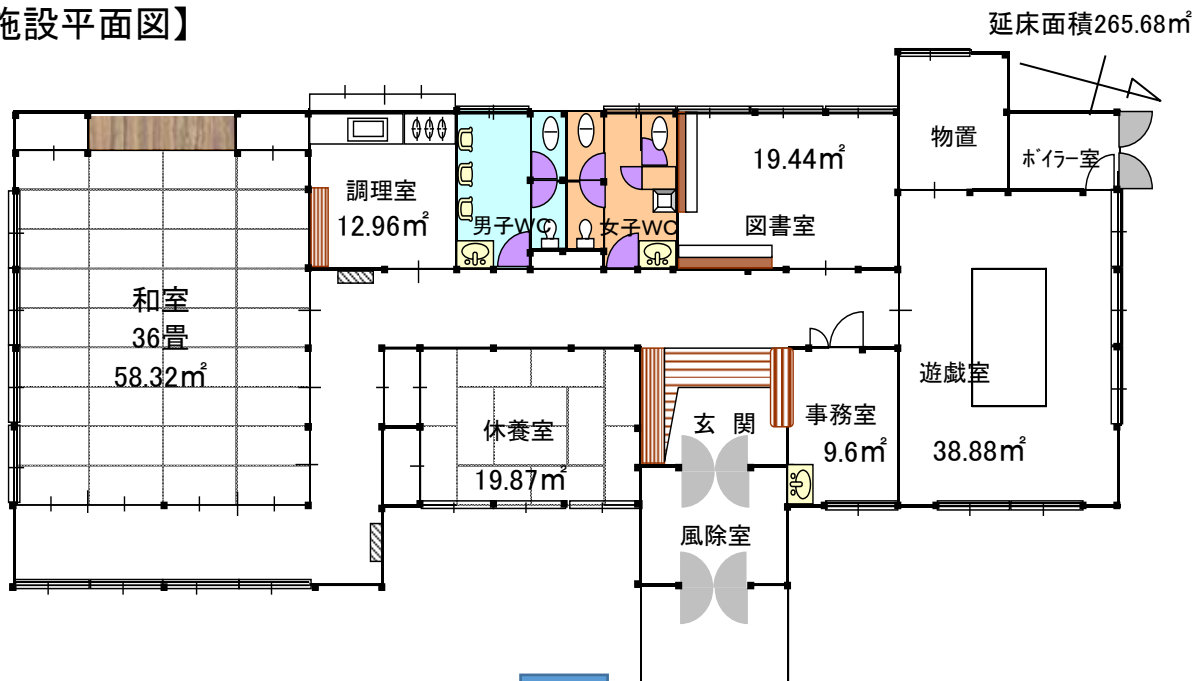
新旧対照表

改正後						改正前					
○青森市福祉館条例 平成十七年四月一日 条例第百三十二号 別表（第7条関係） 使用料						○青森市福祉館条例 平成十七年四月一日 条例第百三十二号 別表（第7条関係） 使用料					
区分 使用場所	面積	午前	午後	夜間	全日	区分 使用場所	面積	午前	午後	夜間	全日
		10時～12時	1時～5時	6時～10時	午前10時～午後10時			10時～12時	1時～5時	6時～10時	午前10時～午後10時
佃和室	86.12m <sup>2</sup> (52畳)	円 760	円 1,780	円 2,150	円 3,940	佃和室	86.12m <sup>2</sup> (52畳)	円 760	円 1,780	円 2,150	円 3,940
造和室	104.34m <sup>2</sup> (63畳)	890	2,150	2,660	4,820	造和室	104.34m <sup>2</sup> (63畳)	890	2,150	2,660	4,820
幸畑集会室・多目的室A	42.62m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660	幸畑集会室・多目的室A	42.62m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660
集会室・多目的室B	42.62m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660	集会室・多目的室B	42.62m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660
集会室・多目的室C	52.17m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660	集会室・多目的室C	52.17m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660
片岡集会室・多目的室A	<b>45.75m<sup>2</sup></b>	<b>500</b>	<b>1,150</b>	<b>1,520</b>	<b>2,660</b>	片岡和室	<b>58.32m<sup>2</sup></b> <b>(36畳)</b>	<b>500</b>	<b>1,150</b>	<b>1,520</b>	<b>2,660</b>
集会室・多目的室B	<b>42.23m<sup>2</sup></b>	<b>500</b>	<b>1,150</b>	<b>1,520</b>	<b>2,660</b>						
集会室・多目的室C	<b>45.75m<sup>2</sup></b>	<b>500</b>	<b>1,150</b>	<b>1,520</b>	<b>2,660</b>						
滝内和室	73.71m <sup>2</sup> (45畳)	640	1,520	1,900	3,430	滝内和室	73.71m <sup>2</sup> (45畳)	640	1,520	1,900	3,430
ほろがけ集会室・多目的室A	66.24m <sup>2</sup>	640	1,520	1,900	3,430	ほろがけ集会室・多目的室A	66.24m <sup>2</sup>	640	1,520	1,900	3,430
集会室・多目的室B	66.24m <sup>2</sup>	640	1,520	1,900	3,430	ほろがけ集会室・多目的室B	66.24m <sup>2</sup>	640	1,520	1,900	3,430
集会室・多目的室C	57.96m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660	集会室・多目的室C	57.96m <sup>2</sup>	500	1,150	1,520	2,660
浪館和室	73.35m <sup>2</sup> (45.5畳)	640	1,520	1,900	3,430	浪館和室	73.35m <sup>2</sup> (45.5畳)	640	1,520	1,900	3,430

改正後							改正前						
桜川	和室	104.34m <sup>2</sup> (63畳)	890	2,150	2,660	4,820	桜川	和室	104.34m <sup>2</sup> (63畳)	890	2,150	2,660	4,820
篠田	和室	100.84m <sup>2</sup> (56畳)	890	2,030	2,540	4,700	篠田	和室	100.84m <sup>2</sup> (56畳)	890	2,030	2,540	4,700
久須志	和室	84.24m <sup>2</sup> (52畳)	640	1,640	2,150	3,940	久須志	和室	84.24m <sup>2</sup> (52畳)	640	1,640	2,150	3,940
浜田	和室	91.53m <sup>2</sup> (55畳)	760	1,900	2,290	4,190	浜田	和室	91.53m <sup>2</sup> (55畳)	760	1,900	2,290	4,190
備考							備考						
1 暖房を使用する期間（原則として11月から4月まで）の使用料は、規定使用料の3割増しの額とする。							1 暖房を使用する期間（原則として11月から4月まで）の使用料は、規定使用料の3割増しの額とする。						
2 和室を区切って使用する場合は、規定使用料の1/2に相当する額とする。							2 和室を区切って使用する場合は、規定使用料の1/2に相当する額とする。						
3 1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てた額とする。							3 1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てた額とする。						

# 片岡福祉館 新旧施設平面図

## 【旧施設平面図】



## 【新施設平面図】

